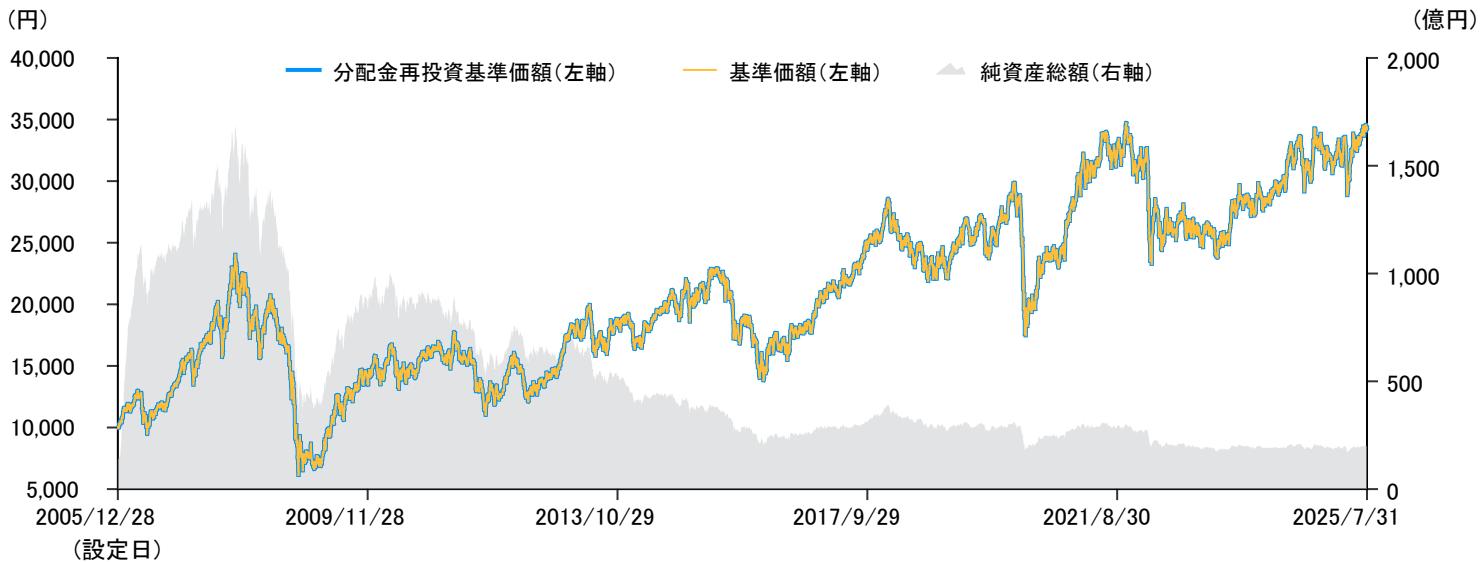


JPM・BRICS5・ファンド

追加型投信／海外／株式

基準価額・純資産総額等の推移



騰落率

	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	5年	設定来
■ ファンド	1.5%	8.6%	7.6%	9.7%	32.0%	45.1%	243.6%

・基準価額は信託報酬控除後です。分配金再投資基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。信託報酬については、後記の「ファンドの費用」をご覧ください。

・騰落率は、分配金再投資基準価額にて計算しています。騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。

ファンド情報

基準価額	34,364円
純資産総額	199.73億円

ポートフォリオ情報 (マザーファンド)

資産構成比率	100.00%
有価証券組入比率	98.22%
現金等	1.78%

過去5期の分配金実績

第15期	2021年1月	0円
第16期	2022年1月	0円
第17期	2023年1月	0円
第18期	2024年1月	0円
第19期	2025年1月	0円
設定来累計		0円

・分配金は、1万口当たり、税引前です。

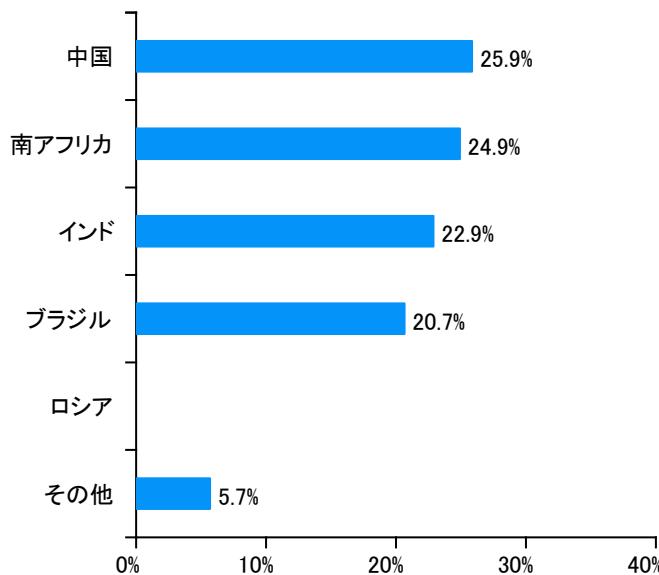
・分配金は過去の実績であり将来の成果を保証するものではありません。また、必ず分配を行うものではありません。

本資料のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測、作成時点における当社および当社グループの判断を示したものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。

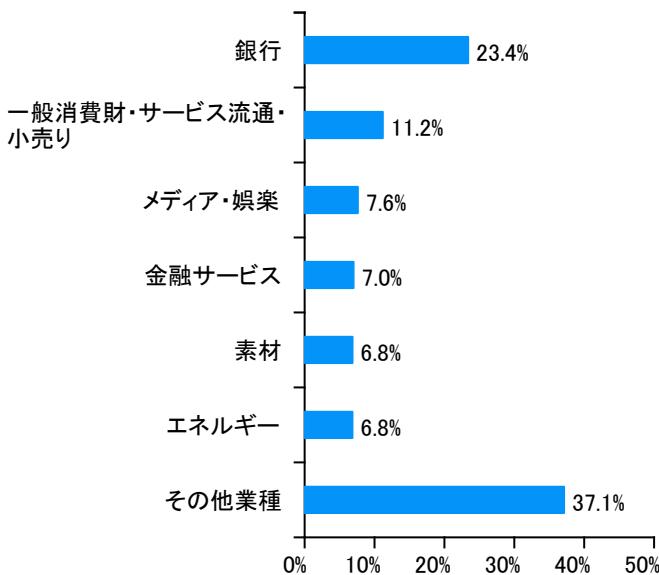
JPM・BRICS5・ファンド

ポートフォリオの状況(マザーファンド)

国(地域)別構成比率



業種別構成比率



・比率は組入有価証券を100%として計算しています。四捨五入の関係で合計が100%とならない場合があります。

・国(地域)については原則としてMSCI分類、業種については原則としてGICS分類に基づき分類しています。

・当ファンドはBRICS5の株式等に実質的に投資しますが、投資対象についての詳細は後記の「ファンドの特色」をご覧ください。

組入上位10銘柄(2025年6月末現在)

銘柄数：92

銘柄	国(地域)	業種	比率
1 TENCENT HOLDINGS LIMITED	中国	メディア・娯楽	5.6%
2 Naspers Limited-N SHS	南アフリカ	一般消費財・サービス流通・小売り	4.5%
3 ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	中国	一般消費財・サービス流通・小売り	3.1%
4 ICICI BANK LIMITED	インド	銀行	3.1%
5 PETROLEO BRASILEIRO SA-PETROBRAS-PR	ブラジル	エネルギー	3.0%
6 RELIANCE INDUSTRIES LTD	インド	エネルギー	3.0%
7 ITAUSA SA	ブラジル	銀行	2.9%
8 GOLD FIELDS LIMITED	南アフリカ	素材	2.7%
9 MERCADOLIBRE INC	アメリカ	一般消費財・サービス流通・小売り	2.6%
10 HDFC BANK LTD	インド	銀行	2.5%

・組入上位10銘柄および銘柄数については、開示基準日がその他の情報と異なります。

・国(地域)については原則としてMSCI分類、業種については原則としてGICS分類に基づき分類しています。

・比率は対純資産で計算しています。

・上記は個別銘柄の推奨を目的として示したものではなく、当該銘柄の株価の上昇およびファンドへの組入れを保証するものではありません。

本資料のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測、作成時点における当社および当社グループの判断を示したものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。

JPM・BRICS5・ファンド

運用状況等と今後の運用方針

市場概況

当月の世界株式市場は上昇し、トランプ政権の一部の国・地域との貿易協定の合意や大型減税・歳出法案の成立が市場に好意的に受け入れられたことや、多くの企業の決算発表が予想を上回る内容となつたことから、投資家のセンチメントが改善しました。このような市場環境の下、中国、南アフリカは上昇した一方、インド、ブラジルは下落しました。ブラジルは、一部品目は除外されたものの、米国から50%の追加関税を課されたことが嫌気され下落しました。ロシアは、MSCIエマージング・マーケット・インデックスから除外されており、2022年3月9日の取引終了時以降、同指数において実質ゼロの評価が継続しています。インドは、企業の軟調な業績が発表されたことや、トランプ大統領が7月下旬にインドに25%の追加関税を表明したことなどが嫌気され下落しました。中国は、米国からの半導体輸入に関する懸念の後退や国内の経済指標改善などが支えとなり、上昇しました。南アフリカは、資源価格の上昇などが好感され堅調に推移しました。

運用状況

- ・当月、当ファンドの基準価額(税引前分配金再投資)は上昇しました。
- ・当月は、保有証券は下落したものの、投資通貨が上昇したことなどが基準価額を押し上げました。
- ・組入有価証券に対する国別の投資比率は、中国、南アフリカ、インド、ブラジルが20%を上回る比率となりました。

市場見通しと今後の運用方針

米国と各国・地域との貿易協議を経て、トランプ政権が導入する関税率の水準がより明確になりつつある中で、今後のグローバルの経済成長は鈍化し、インフレ率は上昇する可能性があると見ています。このような環境は新興国株式市場の重石となる可能性がありますが、中国やインドのような巨大な国内市場を持つ国はより耐性を有すると考えるほか、米ドル安が進行した場合は新興国株式市場へのポジティブな材料になりうる見ています。

中国経済の見方は、2024年後半から徐々に改善していると考えており、特にテクノロジーの分野に関しては、2025年1月には中国の新興企業がAI(人工知能)モデルを低コストで開発したと発表したことは勿論、中国企業の充電とバッテリー技術において重要な技術進歩が見られるなど、中国企業によるイノベーション(技術革新)がポジティブな材料を提供しています。さらに、中国企業が成長至上主義から株主還元重視の姿勢を強める明確な兆候が見られます。

新興国株式はバリュエーション(株価収益率等)面で魅力的な投資機会を提供すると考える銘柄がある中、当ファンドでは引き続き、新興国市場を主に牽引すると見られる国内消費やインフラ投資といった内需関連セクターに注目し、投資を行っていきます。

※ご留意事項

ロシアに関する市場の急激な変化による時価変動の影響を鑑み、当ファンドの主要投資対象である、GIM・BRICS5・マザーファンド(適格機関投資家専用)(以下「マザーファンド」といいます。)における運用を継続するための一時的な措置として、マザーファンドの運用を行うJPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドでは、ロシアの株式および預託証券の保有比率を売却や評価減により大幅に削減し、マザーファンドにおけるロシアの株式および預託証券の保有比率は0.0%(2025年7月31日現在)となっております。今後のロシアの株式および預託証券の取引の再開や市場の流動性の回復次第では、一時的にマザーファンドにおけるすべてのロシアの株式および預託証券を売却する可能性がございます。また、今後、目論見書において定めている投資対象国であるその他の4か国(ブラジル、インド、中国及び南アフリカ)の保有比率も一時的に基本保有比率(20%を基本に±10%の範囲内)を逸脱する可能性がございますので、ご留意頂きますようお願い申し上げます。ロシアをめぐる状況は非常に流動的であり、引き続き状況を注視しつつ、今後も慎重に対応していく方針です。

- ・上記市場概況の各国騰落率は、以下のMSCI各国指数(現地通貨ベース、月末基準日)を使用しています。
ブラジル:MSCIブラジル・インデックス、ロシア:MSCIロシア・インデックス、インド:MSCIインディア・インデックス、中国:MSCI中国・インデックス、南アフリカ:MSCI南アフリカ・インデックス
- ・上記運用状況および運用方針については、実質的な運用を行うマザーファンドに係る説明を含みます。
- ・上記運用状況の基準価額の変動については、前記の「騰落率」をご覧ください。

※上記は、作成時点のJ.P.モルガン・アセット・マネジメントの見解であり、予告なく変更されることがあります。
本資料のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測、作成時点における当社および当社グループの判断を示したものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。

ファンドの特色

1 ファンドは、マザーファンド*1を通じてBRICS5の株式等を実質的な投資対象とし、信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

※「BRICS5(ブリックス・ファイブ)」とはブラジル、ロシア、インド、中国に南アフリカを加えた中長期的に高い成長の潜在性を有する新興大国5カ国をいいます。

※ファンドの運用はファミリーファンド方式により、マザーファンドを通じて行います。

*1 GIM・BRICS5・マザーファンド(適格機関投資家専用)。

2 BRICS5の株式等に実質的に投資します。

- BRICS5カ国の中のいずれかで上場または取引されている株式の中から、収益性、成長性等を総合的に勘案して選択した銘柄に主として投資します。
- BRICS5カ国から売上または利益の大半を得ていると判断されるBRICS5カ国以外の取引所等で取引されている企業の株式にも投資します。
- 株式への投資にあたっては、直接投資および預託証券を用いた投資を行います。

※「預託証券」とは、ある国の企業の株式を国内の別市場または国外で流通させるために、その株式を銀行等に預託し、預託を受けた銀行等が株式の代替として発行する証券のことをいいます。預託証券は、主に先進国の有価証券が取引される市場で取引されます。

ストックコネクトを通じて中国のA株への投資を行うことがあります。

中国のA株とは、主な投資家として中国居住者を想定しているものですが、一定の条件下でファンドを含む外国の投資家にも投資が認められているものです。ストックコネクトについては後記投資リスクをご参照ください。

3 BRICS5に各20%ずつ投資することを基本とします。

- 20%を基本に±10%の範囲内で各国の配分比率を調整します。

(注) 資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、±10%の範囲を超えた調整を行う場合があります。

4 原則として、為替ヘッジは行いません。

- 外貨建ての株式等に投資しますが、原則として為替ヘッジを行わないため、当該通貨と円との為替変動による影響を受けます。
- 為替変動は、外国通貨が円に対して上昇する(円安となる)場合に投資成果にプラスとなり、一方で外国通貨が円に対して下落する(円高となる)場合に投資成果にマイナスとなります。

5 JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド(英国法人)に運用を委託します。

- J. P. モルガン・アセット・マネジメントのグローバルなネットワークを活用し、運用を行います。

※J. P. モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チーズ・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

・資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記に従った運用が行えない場合があります。

＜追加的記載事項＞

ロシアのウクライナ侵攻により、ロシアの株式および預託証券の取引について、以下のような事象が生じています。

・モスクワ証券取引所において、ロシアの非居住者による株式の取引が停止されていること。

・各国の取引所において、ロシアの預託証券の取引が停止されていること。

上記の事象により、ファンドの運用を継続するための一時的な措置として、実質的な投資対象としているロシアの株式および預託証券の保有比率を売却や評価減により大幅に削減し、基本配分比率およびその調整範囲を満たしていない状況となっています。現在、新たにロシアの株式および預託証券に投資することは困難な状況であり、今後、上記取引の再開や市場の流動性の回復次第では、ファンドが実質的に保有しているすべてのロシアの株式および預託証券を一時的に売却する可能性があります。また、ファンドが実質的に保有しているロシアの株式および預託証券については、取引が停止されることにより流動性が失われているため価額はゼロで評価しています。

なお、上記の事象が今後も長期にわたり続く場合、ロシアの株式および預託証券への投資について、困難な状況が続くことが予想されます。

(2025年2月28日現在)

ご購入の際は、「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。

投資リスク

**ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
投資信託は元本保証のない金融商品です。投資信託は預貯金と異なります。**

基準価額の変動要因

ファンドは、主にBRICS5の株式に投資しますので、以下のような要因の影響により基準価額が変動し、下落した場合は、損失を被ることがあります。下記は、ファンドにおける基準価額の変動要因のすべてではなく、他の要因も影響することがあります。

株価変動リスク	株式の価格は、政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況の変化、市場における需給・流動性による影響を受け、変動することがあります。
為替変動リスク	ファンドは、原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動により投資資産の価値が変動します。
カントリーリスク	BRICS5力国は新興国であることから以下のようなリスクがあり、その影響を受け投資資産の価値が変動する可能性があります。 <ul style="list-style-type: none">・先進国と比較して一般的に政治、経済、社会情勢等が不安定・脆弱な面があり、株式や通貨の価格に大きく影響する可能性があります。・株式・通貨市場の規模が小さく流動性が低いため、株式・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。・先進国と比較して法規制の制度や社会基盤が未整備で、情報開示の基準や証券決済・保管の仕組みが異なること、政府当局による一方的な規制導入もあること、新たに導入された制度については不確定・不安定な要素があることから、予期しない運用上の制約を受けることがあります。・税制が先進国と異なる面がある場合や、一方的な税制の変更や新税制の適用がある場合があります。
ストックコネクトのリスク	ストックコネクト*1を通じた中国のA株への投資には以下のようなリスクがあり、その影響を受け投資資産の価値が変動する可能性があります。 <ul style="list-style-type: none">・取引執行、決済等に関するストックコネクト特有の条件や制限により、意図したとおりの取引ができない場合があります。また、ストックコネクトを通じた取引に特有の費用が課される場合があります。・ストックコネクトを通じて行う取引は、現地の投資家補償基金(売買不履行から保護することを目的として設立されているもの)の対象にならず、また、現地の証券取引所における証券投資家保護の仕組みにより保護されない可能性もあります。・ストックコネクトを通じて取得した株式にかかる権利は、現地の保管機関等を通じて行使することとなり、その権利行使はストックコネクト特有の条件や制限に服することとなります。したがって、株主としての地位・権利は制限的なものとなる可能性があります。・上海証券取引所や深セン証券取引所の営業日であってもストックコネクトの運営日でない日があり、それによりストックコネクトを通じて取得した株式を意図した日に売却できない場合があることから、予期しない株価変動リスクを負うことがあります。・ストックコネクトは比較的新しい制度であり、多数の外国の投資家が参加した場合に市場がどのような影響を受けるのか不明です。このため、今後、更なる規制が課される可能性があります。 <p>*1 本資料において、「上海・香港相互株式取引制度」と「深セン・香港相互株式取引制度」をあわせて「ストックコネクト」といいます。 「ストックコネクト」とは、ファンドを含む外国の投資家が、上海証券取引所および深セン証券取引所の上場株式(中国のA株)を香港の証券会社を通じて売買することができる制度です。 ファンドはストックコネクトを通じて、中国のA株に投資する場合があります。</p>

投資リスク

基準価額の変動要因（続き）

変動持分事業体（VIE）に関するリスク

ファンドは中国の株式に投資することがありますが、中国に本拠地を置く事業会社（以下「中国事業会社」といいます。）は、海外投資家から資本を調達するときに中国の変動持分事業体（VIE）の仕組み（VIEスキーム）*2を使う場合があります。中国事業会社は、中国政府または規制当局の介入によるVIEスキームの停止等の想定外の事象が起こった場合に円滑に資金調達が行えなくなる場合があり、投資資産の価値が変動する可能性があります。

*2 中国事業会社が複数の事業体を中国国内外に設立し、それらを通じて海外の投資家から資金調達するための仕組みです。

その他の留意点

- クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ファンドの流動性リスクが顕在化した場合、ファンドの基準価額が下がること、ファンドが他の投資機会を活用できなくなること、またはファンドが所定の期間内に換金代金の支払いに応じられないことがあります。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、決算期中に発生した収益（経費*1控除後の配当等収益*2および有価証券の売買益*3）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも決算期中におけるファンドの收益率を示すものではありません。
- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

*1 運用管理費用（信託報酬）およびその他の費用・手数料をいいます。

*2 有価証券の利息・配当金を主とする収益をいいます。

*3 評価益を含みます。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。ただし、自動けいぞく投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額とします。
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額とします。換金時に手数料はかかりません。
換金代金	原則として換金申込日から起算して7営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。
申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
信託期間	無期限です。(設定日は2005年12月28日です。)
決算日	毎年1月20日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	毎年1回の決算時に委託会社が分配額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
課税関係	課税上の取扱いは、「公募株式投資信託」となります。 「公募株式投資信託」は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。このファンドは、NISAの対象ではありません。また、配当控除および益金不算入制度は適用されません。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 上記は2025年2月末現在のものです。税法が改正された場合等には変更される場合があります。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	手数料率は3.85%(税抜3.50%)を上限とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 (購入時手数料=購入価額×購入口数×手数料率(税込)) 自動けいぞく投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
信託財産留保額	換金申込日の翌営業日の基準価額に対して0.5%を乗じて得た額が換金時に差し引かれます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対して年率2.09%(税抜1.90%)がかかり、日々の基準価額に反映されます。 信託財産に日々費用計上し、決算日の6ヵ月後(休業日の場合は翌営業日)、決算日および償還日の翌営業日に信託財産中から支払います。
その他の費用・手数料	「有価証券の取引等にかかる費用*」「外貨建資産の保管費用*」「信託財産に関する租税*」「信託事務の処理に関する諸費用、その他ファンドの運用上必要な費用*」「ファンド監査費用(純資産総額に対して年率0.022%(税抜0.02%)(上限)、または年間330万円(税抜300万円)のうちいずれか少ない額を信託財産に日々計上します。)」 *運用状況等により変動し、適切な記載が困難なため、事前に種類ごとの金額、上限額またはその計算方法等の概要などを具体的に表示することができないことから、記載していません。

ファンドの費用の合計額は、ファンドの保有期間等により変動し、表示することができないことから、記載していません。

ファンドの関係法人

委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(ファンドの運用の指図) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第330号 加入協会:日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理)
販売会社	委託会社(am.jpmorgan.com/jp)までお問い合わせください。(ファンドの購入・換金の取扱い等、投資信託説明書(交付目論見書)の入手先)

ご購入の際は、「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。

JPM・BRICS5・ファンド

取扱販売会社について

- 投資信託説明書(交付目論見書)は下記の販売会社で入手することができます。
- 登録番号に「金商」が含まれているものは金融商品取引業者、「登金」が含まれているものは登録金融機関です。
- 株式会社を除いた正式名称を昇順にして表示しています。
- 下記には募集の取扱いを行っていない販売会社が含まれていることがあります。また、下記以外の販売会社が募集の取扱いを行っている場合があります。
- 下記登録金融機関(登金)は、日本証券業協会の特別会員です。

2025年8月1日現在

金融商品取引業者等の名称	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	その他
株式会社 あおぞら銀行	関東財務局長(登金)第8号	○			○	
株式会社 青森みちのく銀行	東北財務局長(登金)第1号	○				
株式会社 足利銀行	関東財務局長(登金)第43号	○			○	
株式会社 イオン銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	関東財務局長(登金)第633号	○				
株式会社 池田泉州銀行	近畿財務局長(登金)第6号	○			○	
池田泉州TT証券株式会社	近畿財務局長(金商)第370号	○				
岩井コスモ証券株式会社	近畿財務局長(金商)第15号	○		○	○	
SMBC日興証券株式会社	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○	
株式会社 SBI証券	関東財務局長(金商)第44号	○	○		○	
株式会社 SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	関東財務局長(登金)第10号	○			○	
株式会社 SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	関東財務局長(登金)第10号	○			○	
岡三証券株式会社	関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○	
株式会社 鹿児島銀行	九州財務局長(登金)第2号	○				
九州FG証券株式会社	九州財務局長(金商)第18号	○				
株式会社 京都銀行	近畿財務局長(登金)第10号	○			○	
株式会社 熊本銀行	九州財務局長(登金)第6号	○				
株式会社 群馬銀行	関東財務局長(登金)第46号	○			○	
株式会社 京葉銀行	関東財務局長(登金)第56号	○				
Jトラストグローバル証券株式会社	関東財務局長(金商)第35号	○		○		
株式会社 十八親和銀行	福岡財務支局長(登金)第3号	○				
十六TT証券株式会社	東海財務局長(金商)第188号	○				
スルガ銀行株式会社	東海財務局長(登金)第8号	○				
株式会社 但馬銀行	近畿財務局長(登金)第14号	○				
立花証券株式会社	関東財務局長(金商)第110号	○			○	
株式会社 中国銀行	中国財務局長(登金)第2号	○			○	
東海東京証券株式会社	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○	
株式会社 東京スター銀行	関東財務局長(登金)第579号	○			○	

JPM・BRICS5・ファンド

取扱販売会社について

- 投資信託説明書(交付目論見書)は下記の販売会社で入手することができます。
- 登録番号に「金商」が含まれているものは金融商品取引業者、「登金」が含まれているものは登録金融機関です。
- 株式会社を除いた正式名称を昇順にして表示しています。
- 下記には募集の取扱いを行っていない販売会社が含まれていることがあります。また、下記以外の販売会社が募集の取扱いを行っている場合があります。
- 下記登録金融機関(登金)は、日本証券業協会の特別会員です。

2025年8月1日現在

金融商品取引業者等の名称	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	その他
内藤証券株式会社	近畿財務局長(金商)第24号	○	○			
株式会社 南都銀行	近畿財務局長(登金)第15号	○				
西日本シティTT証券株式会社	福岡財務支局長(金商)第75号	○				
野村證券株式会社	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○	
株式会社 八十二銀行	関東財務局長(登金)第49号	○			○	
浜銀TT証券株式会社	関東財務局長(金商)第1977号	○				
株式会社 広島銀行	中国財務局長(登金)第5号	○			○	
株式会社 福岡銀行	福岡財務支局長(登金)第7号	○			○	
PayPay銀行株式会社	関東財務局長(登金)第624号	○			○	
ほくほくTT証券株式会社	北陸財務局長(金商)第24号	○				
株式会社 北海道銀行	北海道財務局長(登金)第1号	○			○	
松井証券株式会社	関東財務局長(金商)第164号	○			○	
マネックス証券株式会社	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○	
みずほ証券株式会社	関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	関東財務局長(金商)第61号	○			○	
三菱UFJ信託銀行株式会社	関東財務局長(登金)第33号	○		○	○	
株式会社 横浜銀行	関東財務局長(登金)第36号	○			○	
楽天証券株式会社	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
リテラ・クレア証券株式会社	関東財務局長(金商)第199号	○			○	
ワイエム証券株式会社	中国財務局長(金商)第8号	○				

本資料で使用している指標について

- MSCIの各インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。

本資料に関する注意事項

本資料はJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(以下、「当社」という。)が作成したもので、当社は信頼性が高いとみなす情報等に基づいて本資料を作成しておりますが、当該情報が正確であることを保証するものではなく、当社は、本資料に記載された情報を使用することによりお客さまが投資運用を行った結果被った損害を補償いたしません。本資料に記載された意見・見通しは表記時点での当社および当社グループの判断を反映したものであり、将来的市場環境の変動や、当該意見・見通しの実現を保証するものではありません。また、当該意見・見通しは将来予告なしに変更されることがあります。本資料は、当社が設定・運用する投資信託について説明するものであり、その他の有価証券の勧誘を目的とするものではありません。また、当社が当該投資信託の販売会社として直接説明するために作成したものではありません。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負います。過去の運用成績は将来の運用成果を保証するものではありません。投資信託は預金および保険ではありません。投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託を証券会社(第一種金融商品取引業者を指します。)以外でご購入いただいた場合、投資者保護基金の保護の対象ではありません。投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。取得のお申込みの際は投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面をあらかじめまたは同時に渡しますので必ずお受け取りの上、内容をご確認ください。最終的な投資判断は、お客さまご自身の判断でなさるようお願いいたします。